

函館市身体障害者手帳事務取扱要領

第1 総括的事項

1 目的

この要領は、身体障害者福祉法（昭和24年12月26日付け法律283号。以下「法」という。）に基づく身体障害者手帳（以下「手帳」という。）に関する事務の円滑かつ適正な運用のための指針とするものである。

2 標準処理期間

法に基づく手帳の交付事務については、行政手続法（平成5年11月12日付け法律第88号）に基づき標準処理期間が定められていることから、障害認定事務に関わる機関は、可能な限り迅速に処理する必要があること。特に、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の認定については、『身体障害者認定事務の運用について』（平成8年7月17日付け障企第20号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知）に示されているとおり、1～2週間程度で事務処理を行う必要があること。

ただし、診断書、意見書の内容に疑義が生ずるなど、関係機関等における調査等が必要な場合であって時間を要することが見込まれるときには、申請者にその旨を通知の上、上記の期間にかかわらず慎重な審査を行うこと。

3 関係機関との連絡方法

法令およびこの要領により事務を処理する場合には、簡易または形式的な照会等を除き、文書により行うことを基本とする。

第2 手帳交付の要件

1 新規交付

法第15条第1項の規定による新規の手帳の交付申請において、審査結果が法別表に該当した場合

2 再交付

(1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年4月6日付け厚生省令第15号。以下「省令」という。）第7条の規定による手帳の再交付申請において、手帳の交付を受けた時に比較して障害程度に重大な変化が生じた場合、または手帳の交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外

の障害で法別表に該当した場合

(2) 省令第8条の規定により、手帳を破り、汚しまたは失った等を理由として手帳の再交付申請がなされ、手帳を交付することが認められた場合

(3) 身体障害者福祉法施行令（昭和25年4月5日付け政令第78号。以下「政令」という。）第6条および『身体障害者障害程度の再認定の取り扱いについて』（平成12年3月31日付け障第276号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知。以下「再認定厚生省通知」という。）の規定により再認定を行い、法別表に該当した場合

3 転入による交付

転入した身体障害児・者で他管内発行の手帳を所持する者が省令第8条の規定の準用による手帳の再交付申請を行った場合

第3 手帳の交付手続き

1 申請の受理

(1) 窓口での確認

政令第4条の規定による身体障害者手帳交付申請書（函館市身体障害者福祉法施行細則（平成8年1月31日付け規則第2号。以下「細則」という。）別記第3号様式の5の2）を受理するに当たり、以下の点について確認すること。

ア 手帳の交付申請の受付を行う場合は、本人（本人が15歳に満たないときは、その保護者）の居住地が函館市（以下「市」という。）であり、法第9条第2項にいう特定施設への入所者については、その施設への入所前に市を居住地としていた場合に扱うものであること。

イ 申請書（再交付の場合を含む。）に関する確認事項

- ・ 記入漏れ、記載誤り等の不備の確認
- ・ 本人に関する氏名（読み方を含む。）、生年月日、住所、個人番号および電話番号等連絡先
- ・ 過去の手帳の発行歴
- ・ 本人が15歳未満である場合は、保護者の氏名、生年月日、居住地及び当該身体障害者との続柄
- ・ 申請書を記載した者

ウ 「身体障害者診断書・意見書」（以下「診断書」という。）に関する

る確認事項

- ・診断書の作成年月日（申請日から3か月以内であるか）
- ・診断書記載医師が法に定める医師（以下「指定医」という。）であるか

エ 本人の写真に関する確認事項

- ・脱帽して上半身を写したものか（申請者の申出により、市長が、宗教上または医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で追おうことを認める場合を除く。）
- ・縦4センチメートル，横3センチメートルのものか
- ・身体障害者手帳申請の時から1年以内に撮ったものか（ただし，特別の事情がある時であって，その写真によって本人を認識する上に支障がないときは，この限りではない。）
- ・耐久性など社会通念上手帳の交付にふさわしい写真か

また，受理に当たっては，写真の裏面に氏名及び生年月日を記載して個別に袋詰めするなど，紛失や破損の防止に努めること。

オ 本人の障害の状況についての確認事項

（ア）申請書の受理に当たっては，本人の障害の状況を確認し，別記第1号様式により障害状況報告書を作成すること。

また，申請書が郵送または本人以外のものによる持参など申請者本人が窓口に来なかった場合にあっては，訪問またはその他の手段により，可能な限り本人の障害の状況の確認に努めること。

（イ）診断書等の内容に疑義が認められるものとして情報提供された場合には，特に慎重に本人の障害の状況を確認すること。

2 審査

（1）診断書の形式上の審査

ア 診断書の様式

診断書の総括表に記載されている障害名に対し，適切な診断書の様式が用いられていることを確認すること。

イ 指定医の確認

診断書が指定医により記載されていることを確認すること。

なお，当該診断書を作成した指定医が，法第15条第1項の指定を受けていない場合は，その指定を受けるよう促し，北海道および道内

の政令指定都市・中核市で指定を受けている場合で、従業場所が変更となっているときは、従業場所変更届を提出するよう促すこと。

ウ 検査日等の確認

(ア) 診断書の検査日が申請時において3か月以上経過している場合には、申請者に対し、直近の診断書の提出を求めるか、または指定医に対して、直近の検査データに補正してもらうよう依頼すること。

(イ) 診断書の検査日を確認し、急性期の検査数値でないことを確認すること。特に、脳血管障害（脳出血，脳梗塞等），遷延性意識障害については、画像診断などの客観的な検査所見がある場合を除き，原則として発症後3か月を経過していることを確認すること。

エ 本人の障害の状況の確認

本人から提出された診断書を確認し，障害状況報告書と障害の状況や申請内容とに乖離が疑われる場合には，別記第3号様式により北海道立心身障害者総合相談所（以下，「総合相」という。）に調査を依頼することとする。

(2) 障害認定に係る一般的な留意事項

ア 乳幼児について

乳幼児の障害認定については，原則として，概ね満3歳以降とすること。

ただし，満3歳未満であっても，障害程度や永続性が明らかなものは障害認定の対象となるものであり，また，先天性の障害など指定医が確定的な診断を下し難いものについては，障害程度が医学的，客観的データから明らかな場合にのみ常識的に安定すると予想し得る障害等級で認定することが可能であること。

イ 高齢者について

加齢現象および意識障害を伴う身体障害については，日常生活能力回復の可能性や身体障害の程度に着目して認定することが可能であること。

また，入院中であるなしにかかわらず，原疾患の治療が終了していれば，障害程度や永続性によって判定することが可能であること。

ウ 知的障害，精神障害，高次脳機能障害および認知症の者について

身体機能の程度が，知的障害，精神障害，高次脳機能障害および認

知症等の要因により阻害されるものの身体機能そのものに問題がない場合は、認定することができないこと。

また、身体機能の障害が、知的障害、精神障害、高次脳機能障害および認知症の者と重複する場合には、これらの要因を除外して障害認定を行うこと。

エ 意識障害がある者について

(ア) 意識障害の場合の認定は、常時の医学的管理を要しなくなった時点で行うものであること。

なお、「常時の医学的管理を要しなくなった時点」とは、入院中の者においては、入院の事実をもって医学的管理を要している状態と判断するものではなく、個々の症例に応じ、指定医が常時の医学的管理を必要としないと診断した場合であり、退院した者においては、機械的に判断することはできないものの、往診等により管理可能な状態を含むものであること。

(イ) 遷延性意識障害の場合の障害認定については、回復の可能性を慎重に判断することとなるが、意識障害のレベルの一定した状態が概ね6か月程度継続した場合に障害認定が可能となるものであること。

ただし、原疾患の治療が終了し、指定医が医学的な観点からその機能障害が永続すると判断する場合には、この期間によらず、障害認定の対象となること。

オ 疼痛による障害の場合について

疼痛が医学的、客観的に証明され、かつ治療を行っても軽快せず永続する見込みがある場合にのみ障害認定の対象となるものであること。疼痛の程度は主観的な側面が強いものであることから、疼痛の程度が把握できるよう、筋力テスト（MMT）、関節可動域（ROM）の測定、エックス線検査所見や治療経過など、医学的、客観的な証明を要するものであること。

カ 関節機能障害について

関節に機能障害があるが、筋力テスト（MMT）および関節可動域（ROM）のみによる判断が困難となる変形性関節症や関節リウマチ等による障害認定を行う場合、筋力テスト（MMT）および関節可動

域（ROM）のほか、関節破壊の状態や関節の動揺性、変形等の臨床所見や客観的な指標を要するものであること。

（ア）変形性関節症

骨の変形、骨棘の形成、軟骨の消失および関節裂隙の狭小化等の臨床所見をもって障害認定がなされるものであること。

（イ）関節リウマチ

関節可動域制限や筋力低下のみではなく、変形や関節の動揺性、疼痛、骨・関節の状態を示すスタインブロッカーのステージ分類等の客観的な指標を用いて障害認定がなされるものであること。

キ 脳血管疾患による障害について

基本的には、発症後3か月程度の比較的早い時期での申請を受理した場合、将来再認定を行うことを条件として障害認定を行うものとし、リハビリ等により機能改善の途上にあるなど障害が固定されていないと判断される場合には、発症後6か月程度まで経過観察を行った後に障害認定を行うものであること。

なお、麻痺による場合の障害認定は、ブルンストロームステージ等による医学的、客観的な証明を要するものであること。

ク 聴覚障害について

聴覚障害の認定を受けていない者について、指定医の参考意見等級が聴覚障害の2級である場合は、他覚的聴覚検査が実施され、その結果が添付されていることを確認すること。

ケ 心臓機能障害について

（ア）急性期疾患（急性心筋梗塞や急性大動脈解離など）による心臓機能障害については原則として障害認定はできず、治療がなされ、慢性期（病態が安定した時期）において認定すること。

（イ）虚血性心疾患においては、冠動脈バイパス術や経皮的冠動脈形成術の実施のみをもって心臓機能障害として認定することは適当ではないこと。

（ウ）薬物治療により発作がコントロールされている狭心症については、他の手段（手術など）によっても改善が見込めない場合に認定可能であること。

（エ）自立支援医療（更生医療）の適用を目的として心疾患の発生と同

時に認定することは、障害固定後の認定の原則から適当ではないこと。

コ 腎臓機能障害について

(ア) 血清クレアチニン濃度が『身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害者認定基準）について』（平成15年1月10日付け障発第0110001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「認定基準」という。）に規定される1級の基準に該当しない段階で、早期に人工透析が導入された者から申請がなされた場合は、血清クレアチニン濃度の数値だけでなく総合的な判断により上位等級に認定される場合があるので、慢性腎不全透析導入基準評価表の提出を求めること。

(イ) 急性腎不全により血液浄化（人工透析等）がなされている場合であっても、原則として障害認定はできないこと。

ただし、急性腎不全により透析導入がなされ、3か月程度経過しても人工透析を離脱できない場合は、慢性に移行（障害が固定）したと判断して差し支えないこと。

サ 呼吸機能障害について

(ア) 動脈血酸素分圧については、安静時酸素非投与下の検査数値であることが原則であり、明らかではない場合や酸素投与下の検査数値の場合は指定医に確認を要するものであること。

(イ) 間質性肺炎や肺気腫などに細菌性肺炎などの急性疾患が加わり、障害程度の悪化が進行している状態では障害認定は困難であり、その治療が終了した時点で障害固定の判断がなされるべきであること。

(ウ) 悪性腫瘍による呼吸機能障害や呼吸器疾患以外による障害については、検査数値や臨床所見が認定基準を満たしている場合であっても個別に判断を要するものであること。

シ ぼうこう・直腸機能障害について

ストマに合併症がある場合の障害認定の時期は、ストマ造設後6か月を経過していること。

また、ストマにおける排尿または排便処理が困難な状態とされる場合は、その理由が診断書に明記されていることを確認すること。

ス 小腸機能障害について

栄養維持が困難である場合、中心静脈栄養による補給の栄養所要量割合および頻度に留意して障害認定を行うこと。

また、小腸大量切除の場合は、その手術時をもって障害認定が可能であるが、その他の疾患の場合は、6か月程度の観察期間を経て障害認定を行うこと。

セ 肝臓機能障害について

90日以上（180日以内）の間隔をおいた連続する2回の診断・診査結果の評価により障害認定を行うこと。

なお、それぞれの検査日において、アルコールを180日以上摂取していないこと、また、改善の可能性のある積極的治療（医師の指示に基づく受診、服薬および生活上の管理）を継続して実施していることを確認すること。

（3）障害程度の検討

ア 障害程度の永続性の確認

障害が永続するか否かについて検討すること。具体的には、原因傷病や検査所見、治療経過から、障害が固定し、その障害が将来とも回復する可能性が極めて少ないと判断できる場合に障害認定を行うこと。

イ 障害程度の決定

（ア）診断書の所見等の審査により、障害程度が法別表に該当する場合は、その障害内容により、障害程度を決定すること。

なお、障害程度の決定に当たっては、必要に応じて以下（4）、（5）に規定する指定医に対しての照会（別記第2号様式身体障害者手帳診断書について）、総合相に対しての調査依頼（別記第3号様式調査依頼書）を行い、その回答を基に総合的に障害程度を決定すること。

（イ）以下（4）、（5）に規定する指定医に対しての照会、総合相に対しての調査依頼を経て、なお特に医学的専門的判断が必要な場合、障害程度が法別表に該当しないと判断される場合または等級のいずれに該当するか不明な場合には、函館市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）に諮問すること。

ウ 障害が重複する場合の障害程度の決定

認定基準(別紙)身体障害認定基準第2個別事項の六に定めるとおりとする。

(4) 診断書を作成した指定医に対する照会

診断書等の記載に疑義または不明な点があり障害認定に支障がある場合、または障害認定に正確さを期するために更に意見を求める場合には、別記第2号様式により照会し確認すること。

(5) 北海道立心身障害者総合相談所の調査

総合相に対し、診断書の内容について、必要に応じ市の見解などを添えて調査依頼を行うこと。

なお、調査依頼を行う事由は概ね以下のとおりである。

ア 血清クレアチニン濃度が認定基準に規定される1級の基準に該当しない段階で、早期に人工透析が導入された者について、指定医から慢性腎不全透析導入基準評価表が提出された場合

イ 申請者の障害の状況が申請の内容と異なるなど、疑義があると認められた場合

ウ 省令別表第5号の身体障害者障害程度等級表のいずれに該当するか不明な場合

エ その他医学的専門的判断が必要な場合

オ 申請の却下が予定される場合

カ 審議会に諮問する場合

(6) 函館市社会福祉審議会への諮問

審議会に諮問する場合、申請書および診断書、調査書、市の見解等を添えて諮問の依頼を行うこと。

なお、審議会に諮問する事由は概ね以下のとおりである。

ア 政令第5条第1項の規定により、障害程度が法別表に該当しないと認める場合

イ 総合相の調査を経てなお特に医学的専門的な判断が必要な場合

ウ 省令別表第5号の身体障害者程度等級表のいずれに該当するか不明な場合

(7) 厚生労働大臣に認定を求める場合

政令第5条第2項および第3項の規定により、審議会において調査審

議を行い、なおその障害が法別表に該当するか否か疑義がある場合には、厚生労働大臣に認定を求め、厚生労働大臣が疾病・障害認定審査会に諮問する。

3 手帳の作成

(1) 障害名の表記方法

ア 総括的事項

(ア) 原因傷病名の表記

自立支援医療（更生医療）の利用に際し、その証明に有効となる事が多いことから原則表記することとするが、手帳保持者のプライバシー等を十分に配慮した取扱いをすること。（奇形、癌、悪性腫瘍等については「疾病」、「先天性」、H I Vについては、「免疫機能障害」等のように記載すること。）

(イ) 障害名の記載内容

原則、障害区分毎に、疾病名、障害程度（等級）等の順により表示すること。また、再認定を設定した場合には、再認定月を表示すること。

イ 個別事項

(ア) 視覚障害

視力障害または視野障害の別およびその障害等級を明確にして記載すること。

視力の記載は、「矯正視力 右0.1」「視力 右0.1（矯正不能）」等のように記載し、明暗弁、指数弁等も視力の数値と併記すること。

視野障害の記載は、「～による視野障害（周辺視野角度総和両眼80度以下かつ両眼中心視野角度28度以下）」、「～による視野障害（両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの）」または「～による視野障害（両眼による視野の1/2以上欠けるもの）」等のように記載すること。

(イ) 聴覚障害

「～による聴覚障害（聴力レベル 右95dB 左95dB）」または「～による聴覚障害（普通話声の最良の語音明瞭度 右45% 左45%）」等のように記載すること（「最良語音明瞭度」と

省略可)。

また、再交付する場合において、当初交付時に「聴力損失」として数値が示されているものは「聴力レベル」と書き換え、10 dBを加えた数値で記載すること。

なお、「全ろう」「ろう」等については特に書き換えを要しないこと。

ただし、特に申し出がある場合には、現在所持している記載内容から判断できる範囲で対応すること。

(ウ) 平衡機能障害

「～による平衡機能障害(3級)」, 「～による平衡機能障害(5級)」等のように記載すること。

(エ) 音声または言語機能障害

「～による音声機能の喪失(3級)」, 「～による音声機能の著しい障害(4級)」, 「～による言語機能の喪失(3級)」, 「～による言語機能の著しい障害(4級)」等のように記載すること。

また、喉頭全摘出による音声機能の喪失の場合は、「(喉頭全摘出)」等を明記すること。

(オ) そしゃく機能障害

「～によるそしゃく機能の喪失(3級)」, 「～によるそしゃく機能の著しい障害(4級)」等のように記載すること。

(カ) 肢体不自由

a 「～による左上肢機能の著しい障害」, 「～による両下肢機能の全廃」, 「～による両下肢機能の障害(3級)」, 「～による起立位を保つことが困難な体幹機能障害」, 「～による上肢機能障害(脳原性運動機能障害)(4級)」, 「～による移動機能障害(脳原性運動機能障害)(4級)」等のように記載すること。

b 「人工関節置換」, 「人工骨頭置換」等は、明記または括弧書きで付記すること。

c 同一疾病等に起因する体幹と下肢の重複障害については、認定の必要性を慎重に判断したうえで併記すること(等級は合算しない)。

(キ) 心臓機能障害

「～による心臓機能障害(4級)」等のように記載すること。人

工ペースメーカー，人工弁移植，除細動器移植等は括弧等で明記すること。

(ク) じん臓機能障害

「～によるじん臓機能障害（４級）」等のように記載すること。

人工透析療法，腎移植，抗免疫療法等は括弧等で明記すること。

(ケ) 呼吸器機能障害

「～による呼吸器機能障害（４級）」等のように記載すること。

人工呼吸器装着等は，必要に応じ括弧等で明記すること。

(コ) ぼうこうまたは直腸の機能障害

「～によるぼうこう機能障害（４級）」，「～による直腸機能障害（４級）」等のように記載すること。ストマ造設等は括弧等で明記すること。

(サ) 小腸機能障害

「～による小腸機能障害（４級）」等のように記載すること。

(シ) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

「免疫機能障害（２級）」のように記載すること。

(ス) 肝臓機能障害

「～による肝臓機能障害（４級）」のように記載すること。肝移植，抗免疫療法等は括弧等で明記すること。

(2) 障害種別の決定

旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の欄に記載する第１種身体障害者又は第２種身体障害者の別（以下「障害種別」という。）について、『身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について』（昭和５７年１月６日付け社更第４号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）により次のとおり決定すること。

ア 重複障害により２種から１種に繰り上げる場合の取扱い

(ア) 重複障害において指数合算ができる場合で，指数合算後の総合等級が１級となる場合は１種として扱う。

(イ) 上肢と下肢のそれぞれに障害を有する場合で，次のものは１種として扱う。

a 「一上肢の機能を全廃したもの」または「一上肢機能の著しい障害」があり，かつ下肢に総合で４級以上の障害があり，上肢と下肢

のみで総合等級が2級以上となるもの。

b 「一下肢の機能を全廃したもの」または「一下肢機能の著しい障害」があり、かつ上肢に総合で4級以上の障害があり、上肢と下肢のみで総合等級が3級以上となるもの。

(ウ) 両上肢に障害を有する場合で、次のものは1種として扱う。

a 「一上肢の機能を全廃したもの」または「一上肢機能の著しい障害」があり、かつ他方の一上肢に総合で4級以上の障害があり、両上肢のみで総合等級が2級以上となるもの。

b 一上肢に「一上肢の全ての指を欠くもの」または「一上肢の全ての指の機能を全廃したもの」があり、かつ他方の一上肢に「一上肢の全ての指の機能を全廃したもの」があるもの。

(エ) 両下肢に障害を有する場合で、次のものは1種として扱う。

a 両下肢のみで総合等級が2級になるもの。

b 「一下肢の機能を全廃したもの」または「一下肢機能の著しい障害」があり、かつ他方の一下肢に総合で4級以上の障害があり、両下肢のみで総合等級が3級以上となるもの。

(オ) 複数の関節に障害を有する場合で、次のものは1種として扱う。

a 各上肢の肩関節、肘関節、手関節または手指のうち、1上肢につき2つ以上に機能の全廃または機能の著しい障害があり、両上肢のみで総合等級が2級となるもの。

b 各下肢の股関節、膝関節、足関節または足指のうち、1下肢につき2つ以上に機能の全廃または機能の著しい障害があり、両下肢のみで総合等級が2級となるもの。

(カ) 「乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害」（脳原性運動機能障害）については、上肢機能障害と移動機能障害のみを合算した総合等級が3級以上となるものは1種として扱う。

(キ) 視覚障害の重複障害において、視覚障害のみで総合等級が4級以上となるものは1種として扱う。

(ク) その他の重複障害については原則2種とする。

ただし、3種類以上の重複等で特に考慮すべきものについては、個別に判断する。

(3) 交付日および交付番号

手帳の第一面に表示される交付日および交付番号は、市において初回交付時に付与される日付および番号とし、他管内からの転入の場合を除き1人に対し1つの固有の番号とする。

手帳の交付日は原則として市が認定に係る決裁を終了した日とする。

なお、交付日に関して、自立支援医療（更生医療）の利用を目的として、その原因となる傷病の発生とほぼ同時期に障害認定して交付日とすることは、障害固定の原則から適当ではないこと。

4 審査結果の通知および手帳交付

手帳交付の要件(第2の1)に該当し、法第15条第4項の規定により手帳交付するときは、申請者に対し別記第4号様式により通知すること。

第4 申請の却下

1 却下の要件

- (1) 法第15条第1項の規定による新規の手帳の交付申請において、手帳交付の要件(第2の1)に該当しなかった場合
- (2) 省令第7条の規定による手帳の再交付申請において、手帳交付の要件(第2の2(1))に該当しなかった場合
- (3) 省令第8条の規定による手帳を破り、汚しまたは失った等を理由とする手帳の再交付申請において、不正使用が明らかで手帳を交付することが認められない場合

2 却下時の手続き

法第15条第5項の規定による却下にあたって、申請者に対する審議会の答申結果等却下理由を付した細則別記第3号様式の6により通知すること。

なお、省令第8条の規定による手帳を破り、汚しまたは失った等を理由とする手帳の再交付申請において却下する場合には、総合相または審議会等の医学的判断は不要であること。

第5 再認定

再認定について、政令第6条、省令第3条および再認定厚生省通知の規定により実施すること。

1 再認定の対象および時期

成長，自立支援医療・機能回復訓練またはその他の理由により障害程度に変化が生じると予測されるものについて再認定を実施すること。

2 再認定の手続き

(1) 手帳交付時の通知

政令第6条第1項の規定により，再認定が必要となる者(以下，「再認定対象者」という。)に対しては，手帳交付時において別記第5号様式により通知を行うこと。

なお，児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による診査を受けるべき旨を通知したときは，保健所長にその旨を通知すること。

(2) 再認定の実施通知

再認定対象者には，再認定を行う1か月前に別記第6号様式により通知すること。

また，通知した提出期限から1か月経過した時点で必要書類の提出がなく提出しないことに正当な理由がない者に対しては，別記第7号様式により通知すること。

(3) 再認定の実施

再認定対象者は，別記第8号様式に診断書等必要書類を添えて提出し，その審査は，前回交付決定時の診断書等との比較により行うこと。

(4) 再認定の結果の通知

ア 法別表に該当する場合

審査の結果，法別表に該当する場合(障害程度に変化がなく既認定内容に留まるものを含む。)，申請者に対し，別記第9号様式身体障害者手帳再交付申請等結果通知書により通知し，新たに手帳を交付するとともに，細則別記第4号様式身体障害者手帳返還届により手帳の返還を受けること。

イ 法別表に該当しない場合

審査の結果，法別表に該当しない場合，申請者に対し，細則別記第3号様式の6身体障害者手帳交付却下決定通知書により通知すること。

なお，他に障害認定を受けていない場合には手帳の返還を要する旨を通知し，他に障害認定を受けている場合には，別記第9号様式身体障害者手帳再交付申請等結果通知書により通知し，新たに手帳を交付

するとともに、細則別記第4号様式身体障害者手帳返還届により手帳の返還を受けること。

第6 再交付

1 再交付申請

省令第7条の規定による障害程度の変化等を理由とする再交付申請は、細則別記第3号様式の8および本人の写真のほか指定医の作成した診断書等の提出により、省令第8条の規定による手帳の破損等を理由とする再交付申請および転入を理由とする再交付申請は、再交付申請書および本人の写真の提出により行うこととする。

2 審査

省令第7条の規定による障害程度の変化等を理由とする再交付申請は、可能な限り前回申請時の書類を参考のうえ、第3の2のとおり行うこと。

3 再交付申請に対する結果の通知

(1) 省令第7条による障害程度の変化等を理由とする再交付申請

ア 法別表に該当する場合

審査の結果、法別表に該当する場合（障害程度に変化がなく既認定内容に留まるものを含む。）、申請者に対し、別記第9号様式身体障害者手帳再交付申請等結果通知書により通知し、新たに手帳を交付するとともに、細則別記第4号様式身体障害者手帳返還届により手帳の返還を受けること。

イ 法別表に該当しない場合

審査の結果、法別表に該当しない場合、申請者に対し、細則別記第3号様式の6身体障害者手帳交付却下決定通知書により通知すること。

なお、他に障害認定を受けていない場合には別記第10号様式身体障害者手帳返還通知書により、手帳の返還を要する旨を通知し、他に障害認定を受けている場合には、別記第9号様式身体障害者手帳再交付申請等結果通知書により通知し、新たに手帳を交付するとともに、細則別記第4号様式身体障害者手帳返還届により手帳の返還を受けること。

(2) 省令第8条の規定による手帳の破損等を理由とする再交付申請および

転入を理由とする再交付申請

手帳交付の要件(第2の2(2)および第2の3)に該当する場合は、申請者に対し別記第9号様式身体障害者手帳再交付申請等結果通知書により通知し、新たに手帳を交付するとともに、細則別記第4号様式身体障害者手帳返還届により手帳の返還を受けること。

なお、省令第8条の規定による手帳の破損等を理由とする再交付の場合、以後の取り扱いに注意する旨を記載し、申請者に通知すること。

第7 返還

1 返還の要件

- (1) 手帳の交付を受けていた者の障害が別表に該当しなくなった場合
- (2) 再交付および転入による交付によりそれまで所持していた手帳が不要となった場合
- (3) 手帳の交付を受けていた者が死亡した場合
- (4) 手帳の交付を受けていた者が手帳を必要としなくなった場合
- (5) 手帳の交付を受けていた者が正当な理由なく審査を拒み、または忌避した場合
- (6) 手帳を不正に交付を受け、または手帳の交付を受けていた者が手帳を他人に譲渡しまたは貸与するなど不正に使用し、それが明らかになった場合
- (7) 重複障害により交付された手帳の内容のうち、一障害についての内容を削除する場合

2 返還の手続き

- (1) 再交付申請においては、第6の3の規定により手帳の返還を受けること。
- (2) 再認定を実施した場合は、第5の2の(4)の規定により、手帳の返還を受けること。
- (3) 手帳の交付を受けていた者が法別表に掲げる障害を有しなくなった場合は、細則別記第4号様式身体障害者手帳返還届により手帳の返還手続きを受けること。
- (4) 手帳の交付を受けていた者が死亡した場合は、近親者等から細則別記第4号様式身体障害者手帳返還届により手帳の返還手続きを受けるこ

と。

- (5) 診査の拒否等または不正使用等の場合，並びに再交付申請および再認定の審査結果が法別表に該当せず手帳の返還の通知をしたものの手帳の返還がなされない場合，別記第10号様式身体障害者手帳返還通知書により返還の旨を通知し，それによってもなお返還がなされない場合には，行政手続法第15条第1項の通知を行い，聴聞結果決定後，別記第11号様式身体障害者手帳返還命令書により通知すること。

3 返還されない場合の取扱い

本人の死亡その他の理由により返還がなされない場合，その事由を確認した後，手帳所持者情報について身体障害者手帳交付台帳から消除を行うこと。

第8 記載事項の変更

手帳所持者に氏名または居住地の変更があった場合，政令第9条第2項および第3項，細則第2条の7の規定により，本人に対し，細則別記第3号様式の7により届出を求め，記載事項の訂正を行うものであること。

第9 居住地の変更

1 他管内からの転入

他管内より転入がなされた場合，政令第9条第6項の規定により，旧居住地の管轄の都道府県知事または政令指定都市・中核市の長に対し，身体障害者更生指導台帳等関係書類の送付について，依頼すること。

2 他管内への転出

転出先の他管内から指導記録票等関係書類の送付の依頼を受けた場合は，身体障害者更生指導台帳を送付すること。

第10 審査請求

手帳の交付申請に対する処分を行う場合は，次に掲げる事項の教示を行うこと。

- 1 行政不服審査法（平成26年6月13日付け法律第68号）に基づく審査請求を行うことができること。
- 2 行政事件訴訟法（昭和37年5月16日付け法律第139号）に基づく

く取消訴訟を提起することができること。

また、審査請求または取消訴訟について交付申請者等から相談があった場合には、適切に応じること。

第 1 1 その他

1 診断書等の開示

個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）の規定により行うものであること。

2 申請書等の保存

申請書類等の保存年限が 5 年となっていることから、その期間内は関係書類を適切に保存すること。

附 則

この要領は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年9月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年12月15日から施行する。

別記第2号様式

身体障害者手帳診断書について（回答）

函館市福祉事務所 課 行	
年 月 日	
指定医師氏名	
照 会	回 答

連絡先 函館市福祉事務所 課
担当：
電話：

別記第3号様式

調 査 依 頼 書

函 福 事
年 月 日

道立心身障害者総合相談所長 様

函館市福祉事務所長
(公印省略)

次の者について調査を依頼します。

ふりがな			
氏 名			年 月 日
住 所			
身体障害者手帳			
障 害 名			
調査依頼事項	<input type="checkbox"/> 1. 障害程度 <input type="checkbox"/> 2. 将来再認定の要否 <input type="checkbox"/> 3. その他		
調査依頼内容			

函館市福祉事務所

課

担当：

TEL：

FAX：

別記第4号様式

函 福 事
年 月 日

様

函館市福祉事務所長

身体障害者手帳交付申請結果通知書

先に受理した身体障害者手帳交付申請につきましては、審査の結果、身体障害者福祉法別表に該当（総合等級 級）し、別添のとおり身体障害者手帳を交付しましたので、通知します。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

函 福 事
年 月 日

様

函館市福祉事務所長

身体障害者手帳交付に係る再認定の実施について

今回交付された身体障害者手帳につきましては、下記のとおり再認定が必要であると判断されましたので、通知します。

つきましては、下記再認定時期までに、身体障害者福祉法による指定を受けている専門医師の診断書を添えて、当福祉事務所へ再交付申請を行ってください。

記

- 1 再認定を要する部位および再認定時期
- 2 再認定が必要であると判断した理由

別記第6号様式

函 福 事
年 月 日

様

函館市福祉事務所長

身体障害者手帳再認定実施通知書

様が現在所有している身体障害者手帳につきましては、下記のとおり再認定が必要となっておりますので、別紙『再認定を受けられる方へ』のとおり手続きを行って下さい。

なお、この再認定を受けない場合、手帳の返還を命じられることがありますので、必ず再認定を受けるようにしてください。

記

- 1 再認定時期
- 2 再認定を要する部位
- 3 提出時期
- 4 必要書類
① 申請書（別記8号様式）、② 診断書・意見書、③ 手帳
④ 写真（1年以内のもの）※縦4cm×横3cm

函 福 事
年 月 日

様

函館市福祉事務所長

身体障害者手帳再認定の遅延について

様が現在所有している身体障害者手帳につきましては、下記のとおり再認定が必要となっており、 年 月 日付けで身体障害者手帳再認定実施通知書を送付しておりましたが、必要書類の提出を受けておりません。

この再認定を受けない場合、手帳の返還を命じられることがありますので、下記のとおり手続を行ってください。

記

- 1 再認定時期
- 2 再認定を要する部位
- 3 提出期限
- 4 必要書類

別記第8号様式

身体障害者手帳の再認定に係る診断書等の提出について

身体障害者手帳の再認定に係る書類を別添のとおり提出します。

函館市長 様

年 月 日

(再認定対象者)

ふり がな
氏 名

個人番号

居住地

電話番号

(提出者)

再認定対象者との関係

本人・その他 ()

※本人以外の場合は、以下記入が必要です。

氏 名

住 所

電話番号

函 福 事
年 月 日

様

函館市福祉事務所長

身体障害者手帳再交付申請等結果通知書

(程度変更・再認定による再交付および却下による手帳交付の場合)
・審査の結果、身体障害者福祉法別表に該当(総合等級 級)し、身体障害者手帳を再交付しますので、既に交付されている身体障害者手帳を返還してください。

(紛失による再交付の場合)

・先に受理した身体障害者手帳再交付申請につきましては、紛失に伴う交付として、別添のおとり身体障害者手帳を再交付しましたので通知します。

なお、紛失した身体障害者手帳が発見された場合には、すみやかに古い手帳を返還してください。

(破損等による再交付の場合)

・先に受理した身体障害者手帳再交付申請につきましては、破損等に伴う交付として、別添のおとり身体障害者手帳を再交付しましたので通知します。

なお、古い手帳は不要となりますので、返還してください。

(転入による再交付の場合)

・別添のおとり身体障害者手帳を再交付しますので、既に交付されている身体障害者手帳を返還してください。

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に審査請求をすることができ

ます。また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告とする(市長が被告の代表となります。)、処分の取り消し(訴えを提起する)を、知った日から起算して6か月以内(処分がなされた日から起算して3か月以内)に審査請求をし、処分がなされたことを知った日の翌日から起算して6か月以内(処分がなされた日から起算して6か月以内)に提起するこ

函 福 事
年 月 日

様

函館市福祉事務所長

身体障害者手帳返還通知書

様の身体障害者手帳につきましては、下記により返還していただく必要がありますので、通知します。

記

1 返還を要する理由

2 返還期限

3 返還先

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

函 福 事
年 月 日

様

函館市福祉事務所長

身体障害者手帳返還命令書

先に交付された 様の身体障害者手帳について、身体障害者福祉法第16条第2項の規定により、返還を命じます。
なお、この命令に違反した者は、身体障害者福祉法第46条、第47条および第48条の規定により懲役または罰金に処されます。

記

1 返還を要する理由

2 返還期限

3 返還先

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として（市長が被告の代表となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

